0.1mol／Ｌチオ硫酸ナトリウム溶液で滴定する（指示薬　デンプン試液）。ただし，滴定の終点は液が帯黄白色になったとき，デンプン試液３mlを加え，脱色されるときとする。別に空試験を行い，次式により易酸化物の量をギ酸（HCOOH）として求める。

$$\text{易酸化物の量} = \frac{(a-b)\times 2{,}301}{\text{試料の採取量（g）}} \quad (\mu g/g)$$

ただし，a：空試験における0.1mol／Ｌチオ硫酸ナトリウム溶液の消費量（ml）
b：本試験における0.1mol／Ｌチオ硫酸ナトリウム溶液の消費量（ml）

乾燥減量　11.0%以下（200℃，４時間）

定量法　本品を乾燥し，その約４gを精密に量り，塩酸（１→４）30mlを加えて溶かし，更に水を加えて正確に250mlとし，検液とする。カルシウム塩定量法の第１法により定量する。

0.05mol／Ｌ　ＥＤＴＡ溶液１ml＝7.908mg　$C_4H_6CaO_4$

第２のＥのイソプロパノールの目を次のように改める。

イソプロパノール

イソプロパノールは，着香及び食品成分の抽出の目的以外に使用してはならない。

イソプロパノールは，抽出の目的で使用する場合，ホップにあってはホップ抽出物（ビール及び発泡酒（発泡性を有する酒類を含む。）の製造に当たり，麦汁に加えるものに限る。以下この目において同じ。）１kgにつき20g，魚肉にあっては魚肉たん白濃縮物（魚肉から水分及び脂肪を除去したものをいう。以下この目において同じ。）１kgにつき0.25g，その他の食品にあっては抽出後の食品及びこれを原料とした食品（ホップ抽出物又は魚肉たん白濃縮物を原料としたものを除く。）１kgにつき0.2gを，それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

○農林水産省告示第二千九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字磯崎二一一の一，二一一の二，二二一，大津町大代字日開谷一四一八から一四二二まで，一四二三の二，一四二三の三，一四二五から一四二九まで，一四三五から一四四〇まで，一四四一の一，一四四二の一，一四四六から一四五〇まで，一四五三から一四五五まで，一四五七から一四五九まで，一四六二の二，一四六三の二，一四六七，一四六八，一四六九の一，一四六九の二，一四七〇の一，一四七一の一，一四七二の一，一四七三の一，一四七四の一，一四七五の一，一四八四の一，一四九一，一四九二，字東口一五二四から一五二九まで，一五三〇の一，一五三〇の二，一五三一から一五三八まで，一五四五の一，一五四六の一，一五四七の一から一五四七の三まで，一五四八の一，一五四八の二，一六三〇から一六三四まで，北灘町櫛木字王山一八，五四・五九の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については，主伐は，択伐による。

字磯崎二一一の一（次の図に示す部分に限る。），二一一の二，二二一，字日開谷一四一八から一四二二まで，一四二三の二，一四二三の三，一四二五から一四二九まで，一四三五から一四四〇まで，一四四一の一，一四四二の一，一四四六から一四五〇まで，一四五三から一四五五まで，一四五七から一四五九まで，一四六二の二，一四六三の二，一四六七，一四六八，一四六九の一，一四六九の二，一四七〇の一，一四七一の一，一四七二の一，一四七三の一，一四七四の一，一四七五の一，一四八四の一，一四九一，一四九二，字王山一八，五四，五九の八

2　その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市大麻町板東字下板ケ谷四の一から四の六まで，五の一，六，七，八の一，九，九二の二，一一〇の一，一一〇の二（次の図に示す部分に限る。），一一〇の四，一一一の一，一一一の二，一一二，一一三，一三六の三，字中谷一三の二，一四から一六まで，一七の一から一七の四まで，三七の一，三七の三，三七の五，字樋殿谷二五の五，二五の二五，二五の四六，二五の四八（次の図に示す部分に限る。），二五の四九，二五の五〇，二五の五一（次の図に示す部分に限る。），二五の五二，二五の五六，二五の五七（次の図に示す部分に限る。），二五の五八から二五の六三まで，二五の六四（次の図に示す部分に限る。），二五の六五，二五の六六，二五の九三（次の図に示す部分に限る。），二五の一一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については，主伐は，択伐による。

字下板ケ谷九二の二，一三六の三

2　その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により，次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字柳沢三二六の二の五六，三二六の二の五八，三二六の二の五九，三二六の二の六四から三二六の二の六六まで，三二六の二の七九，三二六の二の八〇，三二六の二の八二から三二六の二の八六まで，三二六の二の九〇，三二六の二の九四から三二六の二の九八まで，三二六の二の一〇一から三二六の二の一〇六まで，三五八の二の四〇，三五八の二の四五，三五八の二の四七，三五八の二の五〇から三五八の二の五二まで，三五八の二の七七，三五八の二の七八，足代字山分四五八九の九八から四五八九の一一〇まで，四五八九の一一一の一，四五八九の一一二の一，四五八九の一一三の一，四五八九の一一六，四五八九の一一七の一，四五八九の一一八の一，四五八九の一二〇の一，四五八九の三六三，四五八九の三七七（次の図に示す部分に限る。），四五八九の三七八，四五八九の三七九，四五八九の四〇一，四五八九の一〇九八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については，主伐は，択伐による。

字柳沢三二六の二の五六，三二六の二の五八，三二六の二の五九，字山分四五八九の九八から四五八九の一〇〇まで

2　その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）